

平成21年 法規委員会研修会

- テーマ 「省エネ法改正による建築業務への影響」
- 日 時 平成21年7月30日(木) 18:00~20:30
- 会 場 東京建築士会会議室(中央区晴海1-8-12オフィスタワーZ 4F)

【概要】小田圭吾法規委員長の開会挨拶・研修会主旨説明・講師紹介で始まり、柳井崇氏(株)日本設計環境・設備設計群 設計グループ グループ長)より「省エネ法の枠組み」,「改正省エネ法のポイント」,「小規模建築の評価法(簡易ポイント法)の特徴」,「最近のファザードにおける環境設計の動向」,町田功氏(東京都都市整備局市街地建築部建築指導課 課長補佐)より「省エネルギーの措置の届出等」について説明を受けた。その後、参加者の間で質疑応答及び意見交換を行った。



(配布資料)

1. 「改正省エネ法の概要について」～建築外皮の省エネ基準について～
2. 非住宅建築物に関する改正のポイントー1「建築外皮」(IBEC No172資料より抜粋)
3. エネルギー使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律の概要(国交省HPより抜粋)
4. エネルギー使用の合理化に関する法律施行令の一部を改正する政令の概要
5. エネルギー使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の概要
6. エネルギーの使用の合理化に関する法律第75条第1項の規定に基づく建築物に係る届出等に関する省令及び提出書類様式
7. 省エネ法における第一種特定建築物と第二種特定建築物の比較
(改正省エネ法関係事務説明会<国交省09/02/27開催分>抜粋資料)
8. 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく省エネルギーの措置の届出等について
(東京都都市整備局HPより抜粋)
9. 省エネルギーの措置の届出等について届出及び報告の流れ、届出・報告先の所管行政庁リスト
10. 建築物に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主及び特定建築物の所有者の判断の基準 新旧対照条文
11. 平成20年5月改正省エネ法(住宅・建築物関係)に基づく省エネ措置の届出等
12. 別添
エネルギー使用の合理化に関する法律(条文抜粋) 別添1
エネルギー使用の合理化に関する法律施行令(条文抜粋) 別添2

■主な質疑・応答

- Q. 省エネ法の届出受付状況・処理状況を教えていただきたい。
- A. 国の調査も有るため、現在はシステム管理により把握している。H18年4月に従来の非住宅に加え住宅についても届出が必要となり、加えて定期報告の義務付けがされたため、届出をした物件については、定期報告について周知するため、建物管理者宛てに郵送で通知を行っている。現在は、届出の副本を返却する際に、「定期報告のお知らせ」を添付することなどにより周知することとしている。
- Q. 売買物件は所有者が変わり、届出されているか分からない事例があるが、行政庁に連絡し調査することは可能か。
- A. 対象物件の住所等の情報により調査可能である。
- Q. 簡易ポイント法による屋根の断熱は、天井面の断熱も含めて考えて良いのか。
- A. 最終的な判断は国交省によるが、そのように考えても良いと思う。